

【 3 】

氏名	松 垣 裕 まつ がき ゆたか
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	論 文 博 第 95 号
学位授与の日付	昭 和 49 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	<b>イギリス封建国家の確立</b>

論文調査委員 (主 査) 教授 越智武臣 教授 前川貞次郎 教授 今津 晃

論 文 内 容 の 要 旨

イギリス封建社会に関する著者の研究歴は過去20数年にわたり、その対象もいわゆる荘園制を中心とした社会経済史研究から法制史研究の各分野におよんだ。本論文は、そのうちアングロ・サクソン期ならびにアングロ・ノルマン期の法制に関する六篇を系統的・問題史的に統一し再構成したものである。

このさい、著者の一貫した関心は、この時期における裁判権力の様態にある。けだし著者自身いうように、荘園制を手引きとする封建社会の研究は、その際限ない史料のために、たとえ一個別荘園について遺漏なきを期しても、全体としての「時代の推移」ないし「事態の変化」については、案外語るところ少ないからである。この点、著者が権力構造の推移、なかんずく支配の根幹をなす裁判権力（法的理念・司法手続・執行のメカニズムとしての司法組織）の推移発展を通じて、動態的に封建社会を解明しようとしたことは、本論文の最大の特徴であり、かつ大きな功績として評価されなければならない。

周知のように、イギリス封建制の特徴は、一般に「集権的封建制」ともいわれるように、大陸諸国と較べて強大な王権が存在したことを特徴とする。しかし、本来「集権化的傾向」と「封建化的傾向」とは、後者がいわゆる「封建的アナーキー」を志向する権力の分散と個別的な領域支配を馴致するかぎり、相互に背反的な関係に立つ。少なくとも原則的には然りである。それにもかかわらず、イギリス史の場合、このような背反的傾向は、事実として同時的・平行的に進行したのであり、著者の問題関心は、終始そのような史的過程がいかにして可能であったかの原因究明に向けられる。

まず、第一章「アングロ・サクソン期における領主裁判権と国王裁判権」では、両裁判権の相互関係が三つの発展段階に分けて考察される。すなわち著者は、すでに7世紀ウェセックス王国『イネ法典』のなかに、なお家長的色彩濃厚なものであるとはいえ、原初的な領主裁判権の存在を検出するが、これを第一段階として、次には8—10世紀、これが次第に家長的性格を揚棄しつつ王権との相互規定関係に入ってゆく過程を論証する。そして最後、11世紀の公文書に頻出する「サク・アンド・ソク」の分析を通じて、これを低級の領主裁判権であるとし、いっぽう公序にかかわる重要事件は、「国王管轄事件」として逐次王

権が掌握していった事情を見出す。換言すれば、ここにおいて領主権とは別個に、国家形成原理としての王権の優越性が確認されたとするのである。第二章「ハンドレドの成立」は、かつてイギリスに機能したこの地方行政単位の成立に二類型のあったことを論じたもの。すなわち現実には国王がその司法権を手中に収めた「王領ハンドレド」と領主に対する特権付与の結果成立した「私領ハンドレド」とがそれである。第一章を受けて、著者のいうイギリス封建国家における統治の二重構造を指摘したものとみることができる。

ところで、アングロ・サクソン後期以後、イギリス王権の発展に、ことに重要な役割りを演じたものに令状がある。第三章「令状の起源とその背景」では、著者はこの特殊イギリス的な文書の歴史的性格に関説する。ハーマー、バラクラフなど従来の諸学説を辿りながら、著者が問おうとしているのは、それが大陸フランク起源のものか、それともイギリス起源のものであるかということである。文書学的様式の分析から、著者は後者の説を支持するが、併せて令状の諸機能にも触れ、その成立が11世紀、集権化の著しいクヌート王の治世であったことを明らかにする。第四章「陪審制の成立」は、通常この制度の成立が12世紀、ヘンリー二世の法制改革のなかにあったとする諸家の見解に検討を加えたもの。このさい、著者はその起源が古くフランクの法慣行のなかにあったとするブルンナーの定説を斥け、ハーナード、セイルズ、リチャードソンらのアングロ・サクソン起源説にも考慮を払いつつ、ヴァン・ケーネヘムの二重起源説に近い見解を打ち出している。その主張の要点は、陪審をまず法廷における「認定証言」の手続一般として広義に解釈し、つぎにその手続の形式上・機能上の差異から、国家統治に必要な事実審理と土地訴訟を仲裁する目的で要請される近隣者の認定証言の二つに分け、前者がフランク起源、後者がアングロ・サクソン起源の慣行であったことを立証する。陪審制の成立とは、歴史的にはこの両者の一体化にほかならず、かくてヘンリー二世治下のコモン・ローの法手続が完成されるとともに、これによって国王大権の一段の伸長が結果されたことが指摘されるのである。

第五章「アングロ・ノルマン期における地方司法組織」も、要するにイギリス中世王権の強化に寄与した国制の一面を、表記の問題を通じて解明しようとしたものである。内容はアングロ・サクソン期以来の官制であったシェリフからの裁判権の分離、新たにこれを担当せしめる地方司法官の創出、その在地性の故の本来の機能の微弱化、その救済策としての巡察制の強化、最終的にはこれらが、「すべての訴訟を聴問しうる」大巡察制として、ヘンリー二世治下に一元化されてゆく過程を描く。

以上のように、アングロ・サクソン期からノルマン期にかけて、国王裁判権は領主裁判権との対抗を通じて、漸次みずからを拡大強化してゆくが、周知のようにイギリスでは、いまひとつここに1066年の「ノルマル征服」という事件が介在する。定説どおり著者もまた厳密な意味での封建制（レーン制）は、この征服によってイギリスにもたらされたものと考えるが、征服にはまた本来領主裁判権とは系譜を異にする封建裁判権をも付随した。第六章「コモン・ロー体系の成立と国王令状」は、イギリス中世王権がいかにしてこの封建裁判権をもみずからのもとに包摂しえたかを歴史的に跡づける。けだし本論文中の圧巻であり、著者最近の到達点を示す論考といえることができる。著者によれば、このような裁判権における国王原理の貫徹は、無論根本的に国王権の強化を前提としつつも、法技術的には国王の重要な行政手段たる令状が、司法手続の指示という形において、漸次司法の領域に関与してきたことにあるという。すなわち、具

体的には権利令状の訴訟開始令状としての機能の取得、プラエキペ令状の国王裁判所への召喚・訴訟移送命令への転化がこれであり、かくて訴訟開始のためには国王令状の発給を当然視する法慣行がつけられたと著者はみる。換言すれば、本来対抗的な「王権」と「封建」の二原則は、前者の至上性のもとで一体化することができ、ここに特殊イギリス的な集権的封建国家の成立も可能であったと解釈されるのである。それはまた全国に共通する法としてのコモン・ロー、つまりイギリス特有の法体系の形成過程でもあったと結論づけられている。

### 論文審査の結果の要旨

周知のように、従来わが国における封建社会の研究は、遠く明治以降の、また近くは終戦以後の、わが国社会における「近代化」の要請、いわゆる「近代化問題」の歴史意識に促されつつ発展した。換言すれば、近代社会の対極にあるものとしての封建社会、克服すべき対象としての封建遺制の諸相こそ、まず研究者の関心を集めた論題であった。このことは、わが国における西欧封建社会の研究にもいくつかの特徴を付与したと思われるが、まずその第一は、「近代化」という問題意識から当然のこととして、封建社会の研究においても、その対象を封建制末期、つまり封建制解体期の問題に限定しつつ、ここに巨大な精力が投入されたこと、第二には、わが封建遺制の最たるものが土地問題であったという認識から、西欧封建社会の研究においても、封建制すなわち農奴制と規定することによって、荘園制研究にみるべき成果をおさめたことなどが特筆される。

イギリス封建制の確立を論ずる本論文の趣旨は、いちおう以上のようなわが国の学界動向を踏まえつつ、しかも終始これに対して一定の批判的立場をとることにあつたといえる。換言すれば、それは戦後ことに優勢であった叙上のごとき社会経済史のアプローチに対する批判でもあり、またこのアプローチの特徴として、とかく一義的・教条的に解釈されがちであった中世封建社会のもつ多様性の一端を示唆することでもあった。著者が従来のごとく、封建制末期の問題ではなく、その確立期の問題に視点を定めたこともさることながら、研究史的にみた本論文の特徴が、まずこの点にあることを銘記しておきたい。

一般にヨーロッパ大陸諸国とくらべ、強固な集権的権力を実現したといわれるイギリス封建制の成立については、ここ数年種々の解釈が試みられてきた。とくに「ノルマン征服900年記念」を契機とする1966年前後における英米学界の研究と論争は刮目に価する。著者はロマニスト、ゲルマニストの古典学説はもちろんのこと、これら歴大な最近の諸学説をも自家薬籠中のものとしながら、イギリスに特徴的な封建制確立の原因を、従来のごとく直接社会経済のなかにではなく、とくに権力構造の変化、具体的には裁判権の変化発展のなかに求めている。中世における裁判権が、行政権・警察権をも包摂する支配権力の中核であったことを考えれば、この方法には十分な理由がある。けだし、多くの法史料を駆使したこの種の研究は、本邦初見のものであり、研究史の空白を埋めた功績は大きい。

著者によれば、中世裁判権の問題は、従来の荘園史家が考えたように、たんなる土地所有の属性として、これを領主裁判権の問題に矮小化してはならないという。むしろ、これを背後から規定した国王権との相関関係においてみなければならぬ。かくてアングロ・サクソン期においてすでに検出される領主裁判権と国王裁判権の発生、ならびにその関係如何という問題からはじめて、中世イギリス地方行政に重要

な役割を果たしたハンドレドの成立、この国特有の国王令状の起源と機能、陪審制の成立、アングロ・ノルマン大巡察制に結実する地方司法組織の発展、そして最後に12世紀、ヘンリー二世の治世をもっていよいよの整備がおわるコモン・ローの発展過程が論ぜられる。この間、著者が一貫して追求したものは、国王裁判権と領主裁判権との、そしてのちには封建裁判権との対抗、しかも前者の後者に対する漸進的な浸透の過程であった。イギリス中世に特徴的ないわゆる集権的封建制は、このようにして成立した、と著者は考える。たんなる政治史的解釈でもなく、さりとて単純な経済史的割り切り論でもなく、難解な法史料と複雑な学説史を追跡した本論は、着実丹念な著者にはじめて可能であった業績というべく、著者自身謙虚に回顧しているが、二十年の研鑽のあとを窺うに足る。と同時にまた注意さるべきは、かつてわが学界にあっては、せいぜい近代社会研究の対極として、いわば副次的にとい扱われるにすぎなかったイギリス封建社会の研究を、その本来の軌道に乗せたものとして、本論文のもつ意義は大きい。

ただ最後に一言評言を挟むとすれば、著者は裁判権における国王原理と封建原理とを、アングロ・サクソン時代より終始一貫して対抗的なもの、背反的なものと把えているが、それがヘンリー二世治下に一元化されるに先立って、両者のあいだに相互依存と共存の関係はなかったかという疑問はこのころ。つまり封建権力は、理論的にはともかく歴史的には、求心的な王権原理の負の方向にのみ働くものであったか、ということである。この点今後の課題となるであろう。しかし、かくいつたからとて、これによって本論文の価値が毫末も損われるものでないことはもちろんである。いなむしろ、かかる問題を提起したことにおいてこそまた、本論文はその堅実な内容と一貫した論旨とあいまって、今後の研究に方向を与えるものであり、イギリス中世史研究に新生面を開いたものといえることができる。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。